

高松広域都市圏都市交通マスタープランフォローアップ委員会設置要綱

(目的)

第1条 高松広域都市圏都市交通マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）で示すまちづくりの方向性を踏まえ、集約型都市構造及び公共交通の利用促進に資する施策の推進や進行管理を行うことを目的として、高松広域都市圏都市交通マスタープランフォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は、次に掲げる者の中から、知事が委嘱する委員及び知事が任命する専門委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業者
- (3) 関係行政機関の職員

2 専門の事項を検討する専門委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 香川県交流推進部交通政策課長
- (2) 香川県土木部道路課長
- (3) 香川県土木部都市計画課長

3 委員の任期は2年とする。ただし、任期中の欠員や増員による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

4 委員は、再任できるものとする。

5 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

7 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

8 委員長は、必要に応じて議事に関係ある者を臨時に招集することができる。

9 委員会は、次の事項について協議・検討を行う。

- (1) マスタープランのフォローアップの基本方針
- (2) その他、マスタープランで提案する施策の推進・進行管理・評価等

(臨時委員)

第3条 委員会に、特別の事項を審議等する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議等が終了したときは解任されるものとする。

(会議の公開)

第4条 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な審議等が著しく阻害されると認められる場合は、非公開で行うものとする。

(事務局)

第5条 委員会事務局は、香川県土木部都市計画課が行う。

2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長がこれを定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年1月18日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会は、第2条第6項にかかわらず、香川県知事が招集する。

高松広域都市圏都市交通計画マスタープランフォローアップ委員会 委員名簿

R8.6.8 敬称略

区分	職 名	氏 名	委嘱日	備考 (委嘱替)
学識経験者	大阪大学大学院工学研究科教授	紀伊 雅敦	R8.6.8	委員長
	香川高等専門学校教授	宮崎 耕輔	R8.6.8	
交通事業者	四国旅客鉄道株式会社 総合企画本部 副本部長	新居 準也	R8.6.8	
	高松琴平電気鉄道株式会社 取締役 鉄道事業本部長	藤本 重信	R8.6.8	
	一般社団法人 香川県バス協会 専務理事	漆原 康富	R8.6.8	
関係行政 機関の職員	国土交通省四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課長	藤井 彰俊	R8.6.8	
	国土交通省四国地方整備局 香川河川国道事務所 道路調査課長	宮川 智行	R8.6.8	
	国土交通省四国運輸局 交通政策部 交通企画課長	岡崎 北斗	R8.6.8	
	香川県 警察本部 交通部 交通規制課長	高島 史典	R8.6.8	
	高松市 都市整備局次長 都市整備局交通政策課長事務取扱	吉峰 秀樹	R8.6.8	
	高松市 都市整備局 都市計画課長	正本 幸生	R8.6.8	
	丸亀市 都市整備部 都市計画課長	宇野 大志郎	R8.6.8	
	坂出市 建設経済部 都市整備課長	竹内 茂高	R8.6.8	
	善通寺市 都市整備部 都市計画課長	本庄 勉	R8.6.8	
	観音寺市 建設部 都市整備課長	塩津 大輔	R8.6.8	
	さぬき市 建設経済部 都市整備課長	冨田 和希	R8.6.8	

	東かがわ市 事業部 都市整備課長	植田 拓身	R8.6.8	
	三豊市 建設部 都市整備課長	荒脇 健司	R8.6.8	
	三木町 土木建設課長	塩津 利幸	R8.6.8	
	宇多津町 地域整備課長	大利 哲也	R8.6.8	
	綾川町 建設課長	村山 祐介	R8.6.8	
	琴平町 企画防災課主幹	姫路 啓三	R8.6.8	
	多度津町 政策課長	植松 肇	R8.6.8	
	まんのう町 建設土地改良課長	川原 涼二	R8.6.8	

委員の区分	職 名	氏 名	任命期間	備考
専門委員	香川県 交流推進部 交通政策課長	岡 洋樹	R8.6.8	
	香川県 土木部 道路課長	喜多 亮史	R8.6.8	
	香川県 土木部 都市計画課長	王尾 健一郎	R8.6.8	